

「要支給額計算明細表」送付について 回答書

①「要支給額計算明細表」とは

送付月の前月末までの加入者を対象に、計算基準日を資格喪失日として、一時金支給額を算出したリストです。
一時金は加入者期間3年経過後に発生します。

②要支給額計算明細表は年1回、掛金納付書に同封致します。（各月18日頃）

③＜不要の場合＞必要になった時、お申し出いただければ適宜作成致します。

ご依頼いただく場合は、「要支給額について（照会）」を提出してください。

申出日	
事業所名	
担当者名	

1. 希望する

*ご希望の月(決算月など)を一つ選んで○印を記入してください。

ご希望送付月		計算基準日 (資格喪失日)
	4月	4月1日
	5月	5月1日
	6月	6月1日
	7月	7月1日
	8月	8月1日
	9月	10月1日
	10月	10月1日
	11月	11月1日
	12月	1月1日
	1月	1月1日
	2月	2月1日
	3月	4月1日

注)

9月、12月、3月発送分については
送付月の翌月1日を計算基準日としており
ますので、送付月に給与額の異動がないもの
として計算しています。

2. 希望しない（必要な時に依頼する）